

事業 優先順位		2	細事業:地域防災計画推進事業				整理 番号		04		
目的		河内長野市地域防災計画を推進することで、災害時に対応できるような体制を構築し、災害を最小限に抑える。 災害発生時に避難に何らかの支援を要する人(避難行動要支援者)に対して、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、消防団など地域の方々みんなで協働して支援する。									
目標		河内長野市地域防災計画については、東日本大震災の教訓を生かし、国の中央防災会議の報告書や大阪府地域防災計画を参考に、防災会議を開催し地域防災計画の修正等を進める。 避難行動要支援者支援制度については、周知・登録の啓発を広報紙や案内文、説明会を通じて継続的に行い、地域ぐるみで要援護者を見守り・助け合う仕組みづくりを継続的に行う。									
事業 実施主体		直営	事業開始 年	平成元年度以前	根拠 法令	災害対策基本法第42条第1項					
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比 較	コスト情報・従事職員数			平成25年度	平成24年度	比 較
	事業費(決算額)(千円)		4,471	1,897	2,574		総コスト(千円)		11,333	13,800	-2,467
	財源内訳	一般財源	3,642	1,897	1,745		内訳	事業費	4,471	1,897	2,574
		国府支出金	829	0	829			人件費	6,862	11,903	-5,041
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0
		その他特定財源	0	0	0			一人あたり(円)	101	122	-21
			0					世帯あたり(円)	240	293	-53
		0			参考		職員数(人)	0.90	1.50	-0.60	
					再任用職員数(人)		0.00	0.00	0.00		
今後の方向性	法改正により、地域防災計画に地区居住者等が共同して行う地区防災計画に関する規定する。 自然災害以外の危機事象のマニュアルや地域防災計画で個別事案での必要なマニュアル策定の取組みを進める。 地域支援者へ名簿情報を提供することで、平常時からの見守り活動及び災害時には避難支援や安否確認に活用してもらうことで、地域防災力の向上に取り組んでいく。 地域ぐるみで避難行動要支援者を見守り・助け合う仕組みづくりを継続的に行う。 避難行動要支援者と避難支援者のマッチングに向けたコーディネート。										
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	河内長野市民特に避難行動要支援者と避難支援等関係者						
	A	A	B								

事業 優先順位		4	細事業:防災の啓発・訓練事業				整理 番号	06		
目的		防災の啓発や訓練を行うことによって、防災関係機関との相互協力体制の強化を図ると共に、地域住民の防災意識の高揚を図る。								
目標		防災関係機関や住民との地域防災訓練を実施する。								
事業 実施主体		直営	事業開始 年	平成元年度以前	根拠 法令	災害対策基本法第5条				
事業費・財源	事業費・財源 内訳		平成25年度	平成24年度	比 較	コスト 情報・従事 職員数 参考		平成25年度	平成24年度	比 較
		事業費(決算額)(千円)	3,503	2,347	1,156		総コスト(千円)	8,561	6,621	1,940
		一般財源	3,503	2,347	1,156		事業費	3,503	2,347	1,156
		国庫支出金	0	0	0		人件費	5,058	4,274	784
		地方債	0	0	0		公債費	0	0	0
		その他特定財源	0	0	0		一人あたり(円)	77	59	18
			0				世帯あたり(円)	181	140	41
			0				職員数(人)	0.50	0.40	0.10
							再任用職員数(人)	0.60	0.50	0.10
		今後の 方向性	避難所開設要員の指名によって、大規模な地震災害における速やかな指定避難所の開設を図る。 全職員への継続的、計画的な研修、訓練の実施。 庁内事業継続計画(BCP)の策定 住民への防災意識の向上のため、災害図上訓練DIG等のあらゆる手法による訓練の実施。							
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	河内長野市民					
	A	A	B							

細事業：地域防災計画推進事業

1. 河内長野市地域防災計画※

東日本大震災や豪雨災害等の大災害を踏まえ、国の防災基本計画及び大阪府地域防災計画が修正されたことを受け、河内長野市地域防災計画についても新たな知見に基づき、全面的に改訂を行った。

※河内長野市地域防災計画…

河内長野市地域防災計画は、本市の防災活動の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、災害から市民の生命・財産・生活を守り、防災行政の推進を図ることを目的として作成されたものである。

平成25年度第1回河内長野市防災会議 平成25年10月30日（水）

平成25年度第2回河内長野市防災会議 平成26年 2月19日（水）

2. 災害時要援護者支援制度

平成25年6月に災害対策基本法等が一部改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられた。また、同年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が新たに策定され、本市においても、これまでの「河内長野市災害時要援護者支援プラン」を「河内長野市避難行動要支援者支援プラン」に改定するべく見直しを行った。

第4回災害時要援護者支援プラン検討委員会 平成26年2月13日（木）

災害時要援護者申請者数（平成26年3月31日現在） 1, 115名

細事業：防災の啓発・訓練事業

1. 防災訓練

(1) 市主催の防災訓練

① 平成25年11月10日（日） 河内長野市地域防災訓練

場 所：市立赤峰市民広場

参加団体：市内自治会・市内自主防災組織（37団体）、防災関係機関

参加者数：約640名



② 平成26年 1月17日（金） 平成25年度 庁舎防災避難訓練

地震を想定した避難・初期消火訓練（本庁勤務のうち各室・課の1／4以上の職員参加）

(2) 合同防災訓練

平成26年 1月17日（金） 平成25年度 大阪府・市町村

合同地震・津波対策訓練（府と合同実施）

2. 防災対策設備

避難所案内看板 9基取り替え

- ・南花台小学校3基
- ・滝畑ふるさと文化財の森センター2基
- ・汐の宮保育園4基



3. 防災の啓発

河内長野市防災ガイドマップの修正